

神奈川県生涯学習審議会（第 15 期）

第 1 回審議会概要

第 1 回 審議会	開催日	令和 3 年 5 月 14 日（金） 9:30～12:00
	内 容	<p>○第 15 期生涯学習審議会会長・副会長の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に鈴木真理委員、副会長に小池茂子委員を選出した。 <p>○第 15 期の審議内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から、諮問内容、家庭教育支援に関する資料、第 14 期までの審議概要、審議会の運営についての説明が行われた。 <p>○答申の方向性案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から答申の方向性案が示され、意見交換を行った。 <p>○家庭教育支援条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の意見交換に向けて、事務局から「家庭教育支援条例」に係る情報提供が行われた。

【答申の方向性案について】

- 世田谷区の調査を通じて、家庭教育支援と子育て支援は違うということを感じた。方向性案はその点について、就学前と義務教育の期間で支援の違いがあるとまとめてあり理解しやすい。
- 「地域が家庭を支える仕組みづくり」が大きな論点であり、課題としてあげている子育て家庭への理解、共感を持ちにくい社会に対する施策が大切だと思う。地域で地域の子どもを育てる機運を根付かせるため、人とのつながりづくり、人づくりもしなければならない。
- 困っている人たちへの個別具体的な支援はプロでなければ難しいが、地域の皆がともに支えあうという機運を作ることは社会教育でもできることだ。家庭教育支援条例をつくり、みんなで子育て家庭を理解し、みんなで育てるという発想を生み出すことが大切だと思う。
- 子育て家庭への理解、共感をもってもらうための環境づくりが必要。一例としてPTAの協議会ではコミュニティスクールを進めており、家庭教育支援につながっていくものと考えている。
- 子どもの健全な育成に家庭教育は大事だと思う。小学校で支援が必要と思われる家庭の中でも、子どもが学校に来られない場合のかかわり方、手の差し伸べ方については、さまざまな切り口で対応の仕方を考えていく必要があると感じている。
- 保護者との信頼関係が必須と考えている。中学校で課題を抱える家庭への支援については、子育て支援センター等外部団体との連携も行うが、その人材の確保が難しいことも感じている。

- 中学になると保護者同士の交流も減っており、保護者の孤立感へ寄り添う相談事業のような支援が大切だ。その事業の情報を必要な保護者へ、どう周知していくかも課題だと思う。
- 各家庭の状況が多様化しており、課題が複雑化している。広報をしきれなかったり、特別なケアが必要だったりする。地域の人材を活用した、家庭を地域で見守る体制を整えていけたらと思う一方で、各自治体の体制にも差があり、市でできることが町村では難しいという地域差の問題もある。
- 「保護者が必要な情報を入手しやすくする」との目標があるが、親がこれほど忙しい中では、発信ツールにも工夫が必要だ。文字だけではなく、今の若い人たちになじみのある動画やSNS等を活用した参加型の柔軟な情報発信について、この一年の生活の中で考えさせられた。
- 家庭教育支援は地域ごとにやり方が違ってくる。市町村であれば公民館や生涯学習センターが拠点で、実行メンバーは地域の各団体、学校、PTA や、行政という体制が考えられる。一番大事なのは、その支援が1年2年で終わるのではなく、継続して行われることだと思う。
- 「女性活躍推進法」により女性が働くことが当たり前になっているが、育児や家庭教育については、まだ女性への負担が大きいという現実がある。会社、行政、地域からの情報提供の充実をはかることで、孤立しがちな育児休業中の女性の不安の解消を図れるのではないかと。
- 2021年4月からの「高齢社雇用安定法」の施行により、70歳雇用が努力義務化された。シニア世代は、地域のボランティアを担ってきた人材でもあり、働き続けることが当たり前になると地域の人材が手薄になることも懸念され、今後の課題ではないかと。
- 方向性案で家庭教育支援の対象と位置づけている、義務教育期の子どもを持つ保護者は共働き家庭が多く、関わっていくには時間、発信の仕方、参加のしやすさが課題。
- 地域のつながりが希薄な場合や、地域との接点が少ない家庭の場合の相談先も課題。
- 福祉、教育、（働く保護者に関しては）労働、といった行政の各部局をつなぐ仕組みがあれば、情報発信も機能しやすいのではないかと。
- 子育てに関して、今の子どもの育て方は昔と全く違い、地域の支援やベビースクール等では改めて勉強になる部分がある。
- 家庭、学校、地域の連携が取れているところでは、子どもたちのマナー等からもきちんとしていることが感じられる。
- 子どもに関することは、一つのところに働きかけるのではなく、学校、家庭、地域が連携を持ちながら、年齢に関係なく大人たちが見守り、保護者にも声をかけていくことが一番大事だと思う。
- 地域の機運を育てること、リーダーを育てることが家庭教育支援のスタート地点である。

- 発信ツールは最初のとっかかりになるものなので、様々な方法へ広げる必要がある。
- 福祉と教育の境目は、支援を受ける側にはわからないものなので、情報発信については福祉と教育が一緒にやってもよいと思う。
- 地域のステークホルダーの巻き込みが大事。人の集まる病院や商店、企業、大学生等も巻き込めるような情報発信が望ましい。
- 今の若い世代の家庭の定義はかなり変わってきており、新しい家庭のありかたを見直すことが必要。
- 必要な情報が届いていない保護者がいる、そういった課題から解決していくことが大事。
- 地域社会には様々な団体が活動しているが、横のつながりが希薄なことが多く、情報交換しながら成長していくことが必要。
- 地域のリーダーを作ることが可能な地域と、地域間の連携が希薄で個人主義な地域といった違いがある中では、ある地域の先進事例や事例の報告等で、みんなが考えられるモデルケースを示すのがよいのではないかな。
- 必要な情報を必要な保護者に届けるために、情報発信に新しい様々なツールを考えることは必要だが、支援が（コロナ禍で増えている）オンラインでもできるものだと安易に考えてしまうのは、本質を見落としてしまう可能性がある。
- 教育は対面でやるものであり、今の新型コロナウイルス感染症拡大の社会情勢は改善することを前提に考えるべきだと思う。本来のあるべき姿と、今この状況でどう対応するか、2段階で考えていく必要がある。

【家庭教育支援条例について】※情報提供のみのため省略

神奈川県生涯学習審議会（第15期）

第2回審議会概要

第2回 審議会	開催日	令和3年9月16日（木）書面開催
	内 容	○答申の骨子案について ・事務局から答申の骨子案が示され、承認の是非を審議した。

【答申の骨子案の承認について】

- 結果 承認（承認15名 不承認0名）

【答申骨子案への意見について】

- 【報告】神奈川県生涯学習審議会（第15期 第2回）書面開催の意見について 参照

神奈川県生涯学習審議会（第15期）

第3回審議会概要

第3回 審議会	開催日	令和4年5月13日（金） 13:30～15:30
	内容	<p>○答申の方向性案について</p> <ul style="list-style-type: none">・事務局から答申の素案が示され、意見交換を行った。・次回審議会の開催予定と、答申手交の予定についての説明が行われた。 <p>○家庭教育支援条例について</p> <ul style="list-style-type: none">・事務局から家庭教育支援条例についての説明が行われ、各委員が意見を述べた。

【答申の素案について】

- 比較的データ関係や資料関係がまとまっておりよくわかる。節々の言葉については、まだ十分読み切れてない。全体的にはよい。
- すべての委員の意見が反映されているのかは、把握しきれてないが、全体的な方向としては、何らかの形で盛り込んでいる印象。
- 大変バランスよくまとめている。県の諮問答申は、直接の主体ではないところが難しい。そういう中で事例を挙げながら説明していることも含めて、インフォーマティブな答申案になっている。
- 論点整理の中にある、支援の方法としてユニバーサル型なのか、ターゲット型なのかという議論の成果がわかりにくい。家庭教育の具体的なやり方を示すときに、この議論を反映することで、素案の示す内容が大変具体的になると思う。
- 家庭教育支援の主体は市町村であり、県がどう役割を果たしていくかを書いたものが今回の答申。既存の組織を何らかの形で作り変える、ないしはこういうところが足りないという指摘の部分と、新しい組織を作るのは難しいという話が出てきている。既存の組織をどう作っていったらよいのか、活用していったらよいのか、具体的な例がどの部分なのか読み取りにくい。
- 議論がコロナ禍で長引いていく中で、新しい課題が出てきている。すべてをこの答申、提言に追加で入れ込むのは難しい。素案に「おわりに」を追記し、今後の課題とするやり方もある。

- 県の状況、実態を調査し、浮かび上がってきた調査結果、考察である表が目につきづらい。課題がひと目でわかるようなにした方がよい。小学校就学後から18歳までの子どもを持つ家庭に対する教育支援が不十分だということを明確にしたほうがよい。
「第2章 家庭教育にかかる課題」第一節「『家庭教育』を取り巻く社会的な課題」の出典を末尾に移動すれば、前ページの「課題A」「課題B」と、調査結果の表とが対応する形になり、内容が非常に引き立つ。
- 木下委員の骨子案への意見で、家庭教育支援チームの組織化についての課題の参考例として、厚木市の事例を挙げている。その対応で、提言の方向性の中に参考例として自治会等の文言を追記しているが、これは公民館が自治会や学校やPTA等と連携していることを追加してほしいという意味だと思うのでそのようにしてほしい。
- 木下委員と一緒に、地域ぐるみ家庭教育支援事業を厚木市でやらせていただいたが、これは文科省の家庭教育支援チームとは意味合いが違う。家庭教育支援チームは専門チームのようなもので、家庭教育の視点からすると、レベルが高すぎる。地域の住民が家庭の中に入り相談を受ける中で、本当に困っている家庭に話を聞くことは難しい。地域ぐるみ家庭教育支援事業は、そこまで追い詰められることにならないような地域を作ろうという事業。
- 支援の担い手について専門家がよいのか、地域住民がお互い助け合うという形がよいのかも考えなければいけないということも示しておくとうい。
- 家庭教育支援についてはいろいろな条件があって、いろいろな家庭があるから、それに見合った形で検討していきましょうということが記載されており、よくまとまっている。
- 地域でリーダーがいて取組を実施し、そこに資格が必要になってくるのか、または必要なのは、その状況によって検討していくしかないのではと思う。
- 教育機関と地域、或いは企業が一体となって、子育てのあり方、家庭教育支援のあり方を考えなければならない。家庭があってこそその仕事なので、企業としての支援もいろいろやっていきたい。
- 文章が追加され、今までよりも理解しやすい。今は昔と比較して生活状況が非常に変わってきており、地域の力は本当に必要だと感じている。専門員だけではなく、近所のおじさんおばさんたちが悩んでいる方に、声かけることができれば、いい状況になるのではないかと。
- 資料3に、県内市町村の状況の分布図等がある。アンケート結果は項目だけという形が多い中で、上段に対象年齢が書かれている。こういった形で、どういう内容の事業を市町村が展開しているのか、ひと目でわかるような形で整理されている資料である。
- 資料3の調査結果は具体的な事例は書かれているが、自治体名が書いていない。どの自治体の事業なのか、例えば、施設の職員であれば、聞いてみたいと思うのではないかと。

【家庭教育支援条例について】

- 条例制定は町レベルでは、家庭支援に対しての意思表示が非常に強いもののため、難しいのではないかと思う。現状では、子ども・子育て支援法に基づく、子育て関係の施策が動いており、棲み分けがしづらい。
- 子ども・子育て支援推進条例の中に、教育関係の生涯学習部局が担当している施策が含まれているかどうか重要。新しいものが出てきて重複したとき場合、その新しい必要性などに応じた形で全体をまとめ直すという方向性もある。そのため、重複するからいらぬという話には必ずしもならないと思う。子ども・子育て支援推進条例に推進体制があると思うので、それは教育局を含めた形で組まれているのか、その重複については判断すべき。
- (子ども・子育て支援推進条例との) 重複については特に問題ないと思うが、ユーザーである保護者の使い勝手、理解のし易さについての視点を持つべきと思う。
- 条例制定までの必要はないかどうかは別問題として、家庭教育の向上の部分が非常に薄いと感している。教育委員会教育局が扱う、家庭教育の向上を目指す何らかの施策や方法論、法令など、保護者自身が学んで、子どもを育てるという位置付けを作らない限り、問題を抱えている家庭はなくなるのではないかと思う。
- 家庭教育支援事業を(自分で)やってみて、それを位置づける何かの体系が欲しいとつくづく思う。市町村でやるにしても、体系がないから手を出しづらいところがあるのではないか。家庭教育を向上させようとPTA等が動いているが、体制化されてない。だから、人が変わると物事が変わってしまうのかなという気がしている。
- (公民館等で事業が整備されていない) 学校に頼る傾向が続き、保護者による家庭教育が向上しない。それを減らす手段として、家庭教育支援を非常に重要視しており、そういうとらえ方で、条例等の体系を作ったらよいのではと思っている。
- 地域の方は子どもに関することは、すべて学校と思っていることが多いように感じる。他機関と連携するとしても、負担が大きくなるのは学校というところがあり、条例か別のものはわからないが、そのようなものがあつたらと思う。
- 「条例制定によってより積極的な取組が担保される」の反対意見として、「理念的な条例よりも教育に係る計画等への位置付け」とあるが、実際には条例があると計画に位置付けがしやすく、予算もつくと思う。財政上の問題も条文があると、現場がやりやすいというのは、現実だと思う。
- 条例を制定するかは別としても、教育という中には家庭教育も含まれるので、教育の立場で、人づくりや、繋がりづくりなどを大切にしていこうということを、位置付けてほしい。
- 条例をつくる場合、環境整備が必要だと書く前に、まず、どのような環境整備が必要なのかを考えた上で、そこに落とし込んでいく必要がある。そのようにしなければ、仮に条例を作ったけれども、守れない、できない、ということになってしまう。条例でというよりも、

環境整備をまず考えて、その中に落とし込んでいくという考え方も、必要なのではないか。

- 子育てしながら働く方たちの意見を聞くと、まだ支援としては不十分である。家庭教育支援も条例にすると、計画を立てやすいということもある。その意味合いで、学校、地域、企業が一体となって取組むには、条例がよいのかはわからないが、何かあった方がよい。
- 国の施策がまだどうなるかわからないという状況で、今後、何か上から降ってくるものがあり、それに沿った形でやることを求められるのだろうと思う。その一方、神奈川県は県の状況を踏まえて、やってもよいのではないか。条例という形がよいのかはわからない。国の動きも気にはなるが、家庭教育支援について、神奈川県の中で何らかの形できちんとした体系、位置付けを作るのもよいのではないかと思う。
- この審議会で、家庭教育支援を議論し始めたときに、子育て支援と何がどう違うのか、すみ分けに混乱して、悩んだ経験がある。神奈川県では、子ども・子育て支援の条例は作られているけれども、いわゆる親への支援である家庭教育への支援について、抜け落ちているところ、足りないところもあるかと思う。